

できるだけ遅い方で用い、応答が得られた場合は「誘いかけ」でフォローする。

#### 4-4. 練習に際して

NICHD ガイドラインは、適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし、①約束事、ラポール、エピソード記憶の訓練を行い、②定型的な質問によって問題となる出来事を尋ね、③「誘いかけ」を中心に面接を行えば、面接者に由来する誘導は大幅に減少し、より正確性の高い情報が得られるはずである（データはそうであることを示している）。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので、その通りに試してみていただきたい。また、そのようにして行った面接を見直し、スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより、面接の技術は大きく改善されるだろう。

#### 文献

- アルドリッジ、M.・ウッド、J. 仲真紀子（編訳）(2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
- ボーグ、W.・フラゴー、R.・アービン、D.L.・ブロドリック R.・ケリー、D.M. 藤川洋子・小沢真嗣（訳）(2003). 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
- 英国内務省・保健省（編）仲真紀子・田中周子（訳）(2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good

practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)

Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.

法と心理学会ガイドライン作成委員会（編）(2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.

Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.

Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.

Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternbeg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.

Home Office (2000). *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and*

- intimidated witnesses, including children. Home Office Communication Directorate.
- Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.
- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.
- 仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森(編) *面白言語のラボラトリー*. 北大路書房. Pp. 135-154.
- 仲真紀子 (2001b). 子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-. 法と心理, 1, 80-92.
- 仲真紀子 (2009). 司法面接：事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.

## 付録 2.

### 児童福祉における性的虐待被害確認面接研修の実施と反応<sup>1</sup>

仲真紀子

2010年1月19日～21日の3日間にわたり、児童相談所心理司、福祉司に対して「性的虐待被害確認面接研修」<sup>2</sup>を実施した。以下、日時・場所、講師、研修者について述べ、プログラムの説明を行う。そして、全体的な印象やアンケートの結果について述べる。

#### 1. 日時・場所、講師、研修者

日時・場所：日時は、第一日目10:20～18:00、第二日目9:00～18:00、第三日目9:00～15:00であった。場所は、第一日目は奈良県文化会館第2大会議室、第二日目は同第3会議室ならびに小会議室2、和室1（計4室）、第三日目はセラピーいこま大会議室を用いた。

講師：仲真紀子<sup>3</sup>、丸山恭子<sup>4</sup>、山本恒雄<sup>5</sup>の3人が主たる講師を務め、新納拓爾<sup>6</sup>、板倉孝枝<sup>7</sup>、上宮愛<sup>8</sup>、栗田聰子<sup>9</sup>、武田知明<sup>10</sup>が補

助を務めた。

研修者：研修者は、研修希望を出した児童相談所（堺市、奈良県、岡山県、京都府、京都市、滋賀県、和歌山県、大阪府、大阪市、兵庫県）の職員32人である。内訳は、児童心理司19人、児童福祉司11人、その他2人、女性31人、男性1人であった。経験年数は平均5.8年、レンジは1年～23年であり、「フォレンジック・インタビュー」ないし類似の研修を受けたことのある人は9人であった。これらの研修者はすでに2010年1月7日または14日に、山本恒雄講師による「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン2009年度試行版に関する研修」（いずれも13:10～16:40、奈良県文化会館にて実施）を受講している。研修にあたっては、勤務先、職種（心理司か福祉司か）、経験年数を配慮し、4人ずつの8グループに分けた。

#### 2. 研修プログラム

研修のプログラムを表1に示す。本プログラムは科学技術振興機構「子どもを犯罪から守る司法面接法の開発と訓練」（研究代表者仲真紀子）によるプログラムをベースにしている。以下の3点、すなわち①概説から入り、徐々にプロトコルに慣れ親しむことができる、②すべての参加者が面接者、

<sup>1</sup> 本報告は、JST（RISTEX）「半在からの子どもの安全」への報告も兼ねる。

<sup>2</sup> 本研修は、日本子ども家庭総合研究所の政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」の分担研究の一つである「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（分担研究者山本恒雄）」の一貫として、本分担研究ならびに科学技術振興機構（JST）における社会技術研究開発センター（RISTEX）における研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の研究開発プログラム「子どもを犯罪から守る司法面接法の開発と訓練」（研究代表者仲真紀子）が共同で行ったものである。

<sup>3</sup> 北海道大学大学院文学研究科

<sup>4</sup> カウンセリングルームまるやま

<sup>5</sup> 日本子ども総合研究所

<sup>6</sup> 日本子ども総合研究所

<sup>7</sup> 日本子ども総合研究所

<sup>8</sup> 北海道大学大学院文学研究科司法面接支援室学術研究員

<sup>9</sup> 北海道大学大学院文学研究科司法面接支援室学術研究員

<sup>10</sup> 北海道大学大学院文学研究科司法面接支援室学術研究員

子ども、バックスタッフないしモニター役を経験できる、③すべての参加者が自分の面接（録画）に対しフィードバックを受けられる、を満たすように計画した。

プログラムの内容は、①講義、②グループワーク、③ロールプレイ（以下、RPと略すことがある）、④面接の振り返り、⑤質疑応答、⑥アンケート等への回答から成る。以下順に説明する。

① 講義は「被害確認面接の必要性」、「NICHD の概要」「話したがらない子ども」であった。

② グループワークは、グループごとに「面接の計画」を立て、ポスターを作成するというものであった。作成後、各グループに報告を求め、評価・コメントを行った。

③ ロールプレイは7回行った。うちRP1「自由報告の練習」は導入のための2人組による演習、RP2「DVDを見ての面接」は4人組（グループ）による演習、RP4「話さない子ども」は有志2名による（教室の前に出てきての）演習であり、これらは録画していない。その他の4回の面接（RP3, 4, 6, 7）は、各グループの各成員が面接者役を体験できるように計画されたものであり、これらは録画した。

これらの面接については、録画を見ながらの振り返り（④参照）を行った。

④ 「録画を見ての振り返り」は、仲、丸山、山本の3人が大会議室、小会議室、和室に分かれ、上記RP3, 4, 6, 7の録画を見ながらフィードバックを返し、また、質疑応答を行うかたちで実施した。なお、振り返りは、(a) 3人の講師がすべてのグループに対してコメントできるように配慮した。これは、各グループが多様なコメントを受けられる機会を提供するためであった。また(b)、振り返りにおいて同室となるグループはその都度組み変えた。例えば、Gr. 1は1回めの振り返りではGr. 2, Gr. 3と同室になるが、2回めの振り返りでは、Gr. 7, Gr. 8と同室になるという具合である。これは、緊張感を高めるとともに、グループ同士が交わる機会を増やすためであった。また、振り返りの後、10分程度であるが、全体での振り返りも設けた。

⑤ 質疑応答は最終日におよそ90分行った。3人の講師が質問を受け意見を述べた。

⑥ アンケート等への回答は、最終日の午後実施した。

表1：2010.1.19-21「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」の計画			
■ 1日目：2010年1月19日（火）			
時間	担当		内容
10：20～12：00	仲	1	司法面接：司法面接の概要と自由報告の練習 (講義とロールプレイ1)
食事休憩			
13：00～14：30	仲	2	NICHD面接：DVDを見ての面接（講義とロールプレイ2）
14：45～16：15	仲	3	面接の計画（グループワーク）
16：30～18：00	仲		計画にもとづく面接と補強証拠（講義とロールプレイ3）
■ 2日目：2010年1月20日（水）			
時間	担当		内容
9：00～10：30	全	5	録画を見ての振り返り
10：45～12：15	全	6	計画にもとづく面接（ロールプレイ4）
食事休憩			
13：00～14：30	仲	7	録画を見ての振り返り 話さない子ども（講義とロールプレイ5）
14：45～16：15	全	8	面接トレーニング（ロールプレイ6）
16：30～18：00	全	9	録画を見ての振り返り
■ 3日目：2010年11月21日（木）			
時間	担当		内容
9：00～10：30	全	10	面接トレーニング（ロールプレイ7）
10：45～12：15	全	11	質疑応答
食事休憩			
13：00～14：30	仲・丸山	12	録画を見ての振り返り
14：30～15：00	仲	13	アンケート記入、研修終了証

### 3. 研修の結果

以下、全体的な印象について述べた後、子ども家庭総合研究所で回収したアンケートの該当部分、北大司法面接支援室で回収したアンケートの結果について述べる。

#### 3-1. 全体的印象

研修者は、子どもの福祉に対する高い志があり、被害確認面接に関する関心も高く、一定の知識をもっている者が多いう印象を受けた。最初のロールプレイにおいてもオープン質問、WH質問の使用が多く、言い換えをしない等の工夫もある程度行われていた。ただし、以下のような問題も見られた。

① 形式面では、WH質問を使おうとする度合いは高いものの、「どこで」「誰が」「何を」等の一問一答形式になりがちであった。(a) アジェンダ（聞きたいことのリスト）があり、それにそった確認型の

面接となりやすいこと、(b) 全体の報告（丸山講師の言う whole story）を得る前に、個別の内容について確認しがちであること、(c) 被面接者の発話に対し、いちいちコメントを返す傾向があること（共感や確認等）などが原因であるように思われた。促し（「お話しして」）やそれから質問（「そして、そして」）などにより、まずは全体の話を聞くことが必要だと感じた。

② 内容については、出来事を尋ねているのか、ルーチンを尋ねているのかが不明瞭になるケースが見られた。被害の確認は、「事実」に焦点を当てなければならない。そのために、出来事を分離し（「それは1回ですか、それとも1回よりも多いですか」等）、個別の出来事について情報を得る必要がある。

③ 態度については、ときに親和的なスタイル

ルが見られた。受容や共感、カウンセリングマインドが強調される業務のなかで中立的、客観的な面接を行うには発想の転換が必要である。このことを伝えるのはなかなか困難であるが、研修者の一人から「結局のところ被害確認面接はロールシャッハ検査のようなものだ。検査者は被検査者の反応に影響を及ぼさないようにポーカーフェイスで検査を実施する。被害確認面接も同様に行わなくてはいけない」というコメントがあり、講師陣もまさにその通りと納得した。

- ④これは最後の質疑応答で明らかになつたことであるが、被害確認面接を「魔法の道具」のように考える人も多く、司法面接的な手法について、その特徴と限界を確認することが必要であった。司法面接では事実を客観的に聞き出すことを目標にする。そのため「子どもを守る」「あなたを助けてほしい」等の立場性を示唆する言葉も発しない。それは司法的には重要なことであるが、そのために、「十分に聞き出せない」場合もある。司法面接的な手法は常に必要というわけではないことを確認した。

### 3-2. 子ども家庭総研によるアンケート

子ども総研が行ったアンケートにおける、「研修設定」については、「適切」とする人が 16 人、「課題あり」とする人が 14 人であった。「課題あり」については 15 件の自由記述があった。内訳は、スケジュールが過密 (6)、ロールプレイのフィードバックにゆとりがほしい (5)、機材の故障や環境の問題 (2)、講義をもっとゆっくり聞きたい (1)、子どもとの面接をしたい (1) であつ

た。

また、「今後の面接」についての自由記述は 13 件あった。勉強になった (5) (プロトコル 1, ロールプレイ 2, 講師の質疑応答 1, 他 1), ゆとりのあるスケジュールを (2), スーパーバイズを受けたい (2), 知的障害者の面接について知りたい (1), 被害以外のロールプレイをやってみたい (1), 講師による面接も見てみたい (1), 導入は難しいかもしれない (1) などの意見があつた。

### 3-3. 司法面接支援室によるアンケート

司法面接支援室で回収したアンケートでは、プログラムの各要素について評定を求めた。全体としては 5 (とても有用, 今後も入れるべき), 4 (有用) の割合が高い (平均 93%)。全体の流れを見ると、講義は有用であり、自由報告の練習、DVD を見ての面接もある程度有用だという意見が多い。これに対し、グループワーク (面接の計画) とその評価・コメントの評定値は比較的低かった (それぞれ 79%, 85%)。NICHD に関する講義、その後のロールプレイ、振り返りの評価はたいへん高かった (図参照のこと)。

次に、アンケートへの自由記述について述べる。

「講義：司法面接の必要性」は必要であり、自由記述 16 件中、役に立ったとするものが 11 件、もっと多い方がよいとするものが 1 件であった。ただし、福祉領域での意味合いをより明確にしてほしい、という意見も 4 件あつた。

「自由報告の練習」は自由記述 16 件すべてがアイスブレーキングになった、自由報告を求める難しさを実感した等、ポジティ

ブなものであった。

「DVDを見ての面接」も 12 件中 11 件が目撃記憶の不正確さが分かった、よい導入になった、楽しかった等の意見であった。ただし、材料が不自然という指摘も 1 件見られた。

「振り返り」については、9 件中 8 件が、他の視点からの意見が得られた、目撃記憶の不正確さがわかった等のポジティブな意見であった。1 件のみ、なくても差し支えないという意見があった。

「講義：NICHD の概要」は 13 件中 11 件が基本であり必要、わかりやすかった等の意見であった。しかし、もっと詳細に説明してほしい（1）、時間が足りない（1）という意見もあった。

相対的な評価が低かったのは面接の計画と評価・コメントである。

「面接の計画（グループワーク）」については、15 件中役に立ったとするものは 8 件であった。もっと詳細に計画を立てたい（1）、ポスターを作る必要はない（3）、教示が分かりにくい（3）という意見もあった。

面接の計画に関する「評価・コメント」については 11 件中、8 件が他との比較ができるよかったです等（8）の意見であった。しかし、作業の軽減、時間の短縮を求める意見

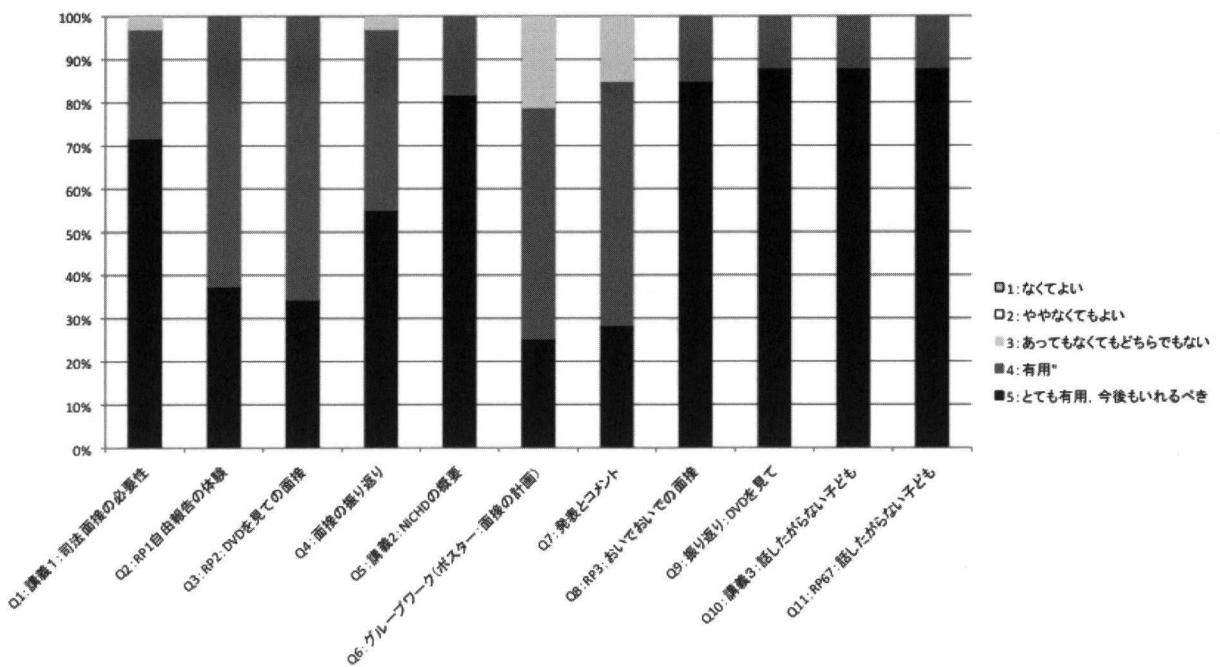
（2）、戸惑ったという意見（1）もあった。教示の不十分さに加え、時間がかかる、発表成果を持ち帰れないというところに問題があったかもしれない。

「おいでおいで」の面接（性虐待が疑われる子どもの面接）については、18 件中 15 件が、思い込みをもたずオープンで聞くことが重要だとわかった等、ポジティブな意見であった。

「振り返り」では 17 件中 16 件が、自分の面接を客観的に見直すことができた、講師からのコメントがよかったです等としている。ただし、2 件、より時間がほしいというコメントがあった（1 件重複）。また、事前の準備にもう少し時間をかけたい（2）、シナリオが不自然（1）という指摘もあった。

「講義：話したがらない子ども」については、14 件中 12 件が、基本的な対応や知識を学べた等の意見であった。しかし、もっと重点的に聞きたい（1）、グラフが難しい（1）という意見もあった。

また、「話したがらない子ども」のロールプレイについては 14 件中 12 件が、難しさを経験できた、バックスタッフとして作戦を考えるのに役立った等としている。しかし、難しかった（1）とする意見、シナリオに工夫が必要（1）とする意見もあった。



図：アンケートへの結果

#### 4.まとめ

以上、奈良県で行った性的虐待被害確認面接研修について報告した。プログラムに関しては、講義、ロールプレイ、振り返り、そして全体の質疑応答は特に有用とされ、今後もいれるべきとの意見が多かった。これに対し、グループワークである「面接の計画」や「評価・コメント」は他に比べると有用度が低い（79-85%）。しかし、先述のように、自由記述には肯定的な意見もあり、すぐに削除することは適切ではないと思われる。教示を明確にする等の工夫が必要であるだろう。

その他、よく見られた意見として、スケジュールにもっとゆとりがあるとよい、振り返りに時間をかけたいというものがあった。例えば、今後、大会議室に加え小会議室を計4室準備し、32人を8グループに分ける。そして、8グループが同時に面接し、

2 グループずつ振り返りを行うというようすれば、よりゆとりのある研修が可能であろう。そうすることで、全体的な時間も短縮できるかもしれない。

現場は忙しく、研修者の中には、3日目の研修後も職場に戻る人も多かった。こういった要請にそった研修計画を工夫することが重要である。また、今後に関する希望としてスーパーバイズを受けたい、フォローがあるとよい等の意見もあった。こういった意見にも応えていきたい。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究

研究分担者	岡本 正子	大阪教育大学教育学部
研究協力者	八木修司	関西福祉大学（情緒障害児短期治療施設班責任者）
	山本恒雄	日本子ども家庭総合研究所
	小杉 恵	大阪府立母子保健総合医療センター
	丸山恭子	カウンセリングルームまるやま
	藤原慶二	関西福祉大学
	塩見 守	清水が丘学園
	中村有生	清水が丘学園
	山野泰弘	希望の杜
	永井 享	希望の杜
	新美裕之	あゆみの丘
	平岡篤武	静岡県立吉原林間学園
	中垣真通	静岡県西部児童相談所
	岩清水伴美	聖隸クリストファー大学
	樋口純一郎	神戸市こども家庭センター
	原田旬哉	児童養護施設子供の家
	高田豊司	児童養護施設広畑学園
	万代ツルエ	児童養護施設信和学園
	渡辺葉一	児童養護施設あおぞら
	三好真由美	児童養護施設清心寮
	坂井加代子	児童養護施設高鷲学園
	樹本理香	児童養護施設遙学園
	薬師寺順子	大阪府福祉部
	神木亜美	大阪府福祉部
	渡辺治子	大阪府子ども家庭センター
	木村百合	大阪府子ども家庭センター
	西本美保	大阪府子ども家庭センター
	伊庭千恵	大阪府子ども家庭センター
	三浦由起	大阪府子ども家庭センター
	林めぐみ	大阪府子ども家庭センター
	南まどか	大阪府子ども家庭センター
	久保田富紀	大阪府子ども家庭センター
	井上直子	堺市子ども相談所
	松本佳奈	堺市子ども相談所
外部協力者	堀 健一	あゆみの丘
	野口啓示	神戸少年の町

## 研究要旨

研究2年目の今年度は、児童養護施設および情緒障害児短期治療施設向けの、性的虐待を受けて（疑いを含む）施設に入所している子どもへのケア・ガイドライン作成に向けての研究を行った。方法は、①アンケート調査、②先進的に取り組んでいる施設への訪問調査、③研究協力者による実践報告と討議である。

アンケート調査は、全国の児童養護施設および情緒障害児短期治療施設の施設代表者と直接ケア担当者を対象に、先行研究では十分把握されていない内容を中心に郵送調査を行った。回答数および回答率は、施設代表者からは児童養護施設 568 施設中 234 施設（回収率 41.9%）、情緒障害児短期治療施設 33 施設中 20 施設（回収率 60.6%）であった。また、直接ケア担当者からは両施設種別合わせて 1070 件の回答を得られた。その結果、①現在までの性的虐待（疑いを含む）・性暴力被害事例への対応経験については、回答した 254 施設中 209 施設（82.3%）が対応経験ありとの結果であった。一方、施設内での暴力や性的暴力問題が生じた際の対応マニュアル作成状況は、作成済み及び作成中と回答した施設は 36.2% であった。②性的虐待を理由に入所する子どもに対して入所前に実施していることや、入所後に性的虐待を受けていたことが発覚した場合の対応は、児童相談所の援助方針と密接に連動しており、本ケアガイドラインを、本研究班の分担研究である「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」の策定と連動させると共に、施設と児童相談所との連携手法についても提示する必要があると考えられた。③子どもへの心理的ケアや教育的アプローチに関しては、237 施設中 180 施設（75.9%）が入所前に心理療法の必要性について検討し、219 施設中 178 施設（81.3%）が心理療法を行っており、その他、104 施設（47.5%）が性教育を行っているとの結果であった。また性的問題行動への対応は、約 6 割の施設が心理療法や性教育を行っているとの回答が見られた。これらの心理療法や性教育の内容に関しては、更なる実践研究を積み重ねる必要があると考えられた。一方、④性的虐待事例の家族支援については、支援する必要があるとの認識はあるが、ほとんど取り組めていない状況が見られた。⑤施設ケアの取り組み実施状況および今後の必要度に関する因子分析の結果から 4 因子が抽出され、施設ケアが機能的に行われる際の具体的な内容が明らかになった。

これらの結果、および施設への訪問調査や研究班会議での実践報告や討議を経て、性的虐待（性暴力）を受けた子どもへのケア・ガイドライン（試案）を作成した。

## A. 研究目的

本研究分担班では、性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアを担っている児童養護施設と情緒障害児短期治療施設のケアの実態をふまえ、また児童相談所のソーシャルワーク機能と連動したケアガイドラインを作成することを目的としている。

昨年度の研究では近畿圏の施設を対象とし、性的虐待・性暴力被害を受けた子どもおよび性的問題行動を呈する子どもに関する質的調査を行った。研究2年目の今年度は、ケアガイドライン策定に向けて、性的虐待・性暴力被害を受けた子どもへの支援の実態、ならびにこの課題へ取り組む際に

同時に取り組む必要がある課題として先行調査から明らかになった性的問題行動への取り組みの現状、さらに先行研究では十分把握されていない施設の構造や体制等を踏まえた生活ケアの現状と職員のニーズに関する全国調査を行い、ケアガイドライン策定に生かすことを目的とした。

## B. 研究方法

研究方法は、アンケート調査と、先進的に取り組んでいる施設への聞き取り調査である。またガイドライン（試案）作成に関しては、テーマ毎にグループでの討議を行った。

### 1. アンケート調査

#### (1) 調査目的

性的虐待（疑い含む）を受けて施設入所した子どもや性暴力被害を受けた子どもを対象に、①子どもが安心・安全に生活できる環境づくり、②子どもの性的な問題行動を予防し起こったときに適切に対応するための援助手法、③入所から退所後に至る援助過程において児童相談所を中心とした関係機関との連携などを軸にしたケアガイドライン作成にあたって、実践現場の実態及びニーズを調査することを目的とした。

#### (2) 調査期間

2009年9月15日～2009年12月4日

#### (3) 調査対象と調査方法

##### 1) 調査対象

全国の児童養護施設（568施設）および情緒障害児短期治療施設（33施設）の施設代表者と直接ケア担当者。

#### 2) 調査項目

調査項目は、研究協力者による数回の討議を経て作成し、大阪教育大学倫理委員会の承認を得て決定した。

施設代表者への質問内容は、「施設の基本情報」「性的虐待もしくは性暴力被害を受けた子どもの状況」「家庭内性的虐待もしくは性暴力被害を受けた児童を視野に入れたケア体制」「専門的プログラムの導入」「ケア・ガイドラインに対する要望」である。直接ケア担当者への質問内容は、「施設の基本情報」「年齢別児童へのケア及び生活環境」「入所の受け入れ体制」「施設全体のケア体制」「ケア・ガイドランに対する要望」などである。

#### 3) 調査方法

各施設に、施設代表者を対象とする質問紙を1部、直接ケア担当者を対象者とする質問紙を5部（幼児・小学校低学年・小学校高学年・中学生・高校生以上の年齢別の担当者）郵送し、郵送による回収を行った。

#### 4) 分析

分析は、単純集計およびクロス集計を行った。また群間の検定は $\chi^2$ 検定を行った。

また直接ケア担当者への、「性的虐待・性暴力被害を受けた子どもに対して行っている取り組みや配慮」に関する質問項目については、因子分析（主因子法・バリマックス回転）を行った。

#### (4) 回答数および回収率

##### 1) 施設代表者

児童養護施設 568 施設中 234 施設  
(回収率 41.9%)

情緒障害児短期治療施設 33 施設中  
20 施設 (回収率 60.6%)

##### 2) 直接ケア担当者

両施設種別合わせて 1070 件

## 2. 聞き取り調査

先進的に取り組んでいる施設へ研究協力者が訪問し、聞き取り調査をおこなった。

### (倫理面への配慮)

本調査の実施にあたっては、大阪教育大学倫理委員会の承認をへて実施した。また調査結果については、個別施設の情報の扱いに十分注意し、統計処理を行つた。

## C. 研究結果

### 1. アンケート調査結果

回答のあった 254 施設中、情緒障害児短期治療施設は 20 施設 (0.078%) であったため、統計分析にあたっては両施設を合わせて処理をした。

なお、施設代表者に関するアンケートは、厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究」の分担研究「性的虐待をうけた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究」との協同調査である。したがって、施設代表者に関する調査結果の一部（主として家族支援に関する項目）は、前記研究報告書からの引用となっている。

#### (1) 施設代表者

##### 1) 回答者の役職（表 1）

- 役職に関する回答のあったうち、最も多かったのは「施設長」の 95 施設 (37.4%) で、次いで「主任指導員」の 36 施設 (14.2%)、「副施設長」の 32 施設 (12.6%) であった。

##### 2) 配置している職種（表 2）

- 配置している職種に関する回答のあった 235 施設のうち、最も多かったのは「家庭支援専門相談員」の 225 施設 (95.7%) で、次いで「個別対応職員」の 224 施設 (95.3%) であった。

##### 3) 家族への支援を主に担っている職員の職種（表 3）

- 家族への支援を主に担っている職員の職種に関する回答のあった 235 施設のうち、最も多かったのは「家庭支援専門相談員」の 214 施設 (91.1%) で、次いで「その他」の 70 施設 (29.8%)、「個別対応職員」の 68 名 (28.9%) であった。

##### 4) 現在までの性的虐待（性暴力被害を含む）事例の在籍の有無（表 4）

- 現在までの性的虐待（性暴力被害を含む）事例の在籍の有無に関する回答のあったうち、「在籍したことがある」が 209 施設 (82.3%)、「在籍したことはない」が 24 施設 (9.4%) であった。

##### 5) 施設内での暴力・性的加害／被害が生じた際の対応マニュアルの作成状況（表 5）

- 施設内での暴力・性的加害／被害が生じた際の対応マニュアルの作成に関する回答のあったうち、「作成している」が 57 施設 (22.4%)、「作成中」が 35 施設 (13.8%)との回答であり、両方を合計 (36.2%) しても、「作成していない」124 施設 (48.8%) のほうが多い結果であった。
- 6－1) 家庭内性的虐待を理由に入所する子どもに対して入所前に実施していること（表 6）
- 家庭内性的虐待を理由に入所する子どもに対して、入所前に実施していることに関する回答のあった 223 施設のうち、最も多かったのは「児童相談所に、家庭内性的虐待の内容と子どもに与えた影響について確認する」の 210 施設 (94.2%) で、次いで「児童相談所に確認した家庭的性的虐待の内容や子どもに与えた影響について担当職員で情報を共有する」の 208 施設 (93.3%)、「児童相談所に、虐待者や家族の面会等の制限について確認する」の 206 施設 (92.4%) であった。また「施設入所後の子どもの行動の予測と対応についての協議」や、「入所後の保護者対応と役割分担」、「虐待者に虐待事実が告知されているかどうかの確認」に関する項目では、7 割～8 割の施設が行っていると回答している。しかし、「施設に性的虐待事実を伝えることについての児童本人の意向を児童相談所に確認する」ことが最も少なく 34.1%という結果であった。
- 6－2) 家庭内性的虐待を受けた疑いのある子どもに対して入所前に実施していること（表 7）
- 家庭内性的虐待を受けた疑いのある子どもに対して入所前に実施していることに関する回答は、性的虐待を理由に入所する子どもに対して実施している内容とほぼ同様の結果であるが相対的に実施率がやや低いという結果であった。しかし、その上で「入所後に予想される保護者対応と役割分担について協議する」は、性的虐待を理由に入所する場合とほぼ同様の結果である。
- 6－3) 入所前に、受けいれにあたって施設内で工夫されていること（表 8）
- 入所前に、受けいれにあたって施設内で工夫していることに関する回答のあった 237 施設のうち、最も多かったのは「部屋等、他児との関係における配慮について協議する」の 181 施設 (76.4%) で、次いで「心理療法の必要性について検討する」の 180 施設 (75.9%)、「具体的対応方法について施設内で協議する」の 162 施設 (68.4%) であった。
- 7－1) 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の子どもへの事実確認（表 9）
- 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の子どもへの事実確認に関する回答のあった 204 施設のうち、最も多かったのは「施設で事実確認した状況を児童相談所に報告する」の 171 施設 (83.8%) で、次いで

「施設で担当職員が子どもに確認する」の 79 施設 (38.7%)、「施設で事実確認をせずに、児童相談所に連絡して児童相談所が事実確認をする」の 22 施設 (10.8%) であった。

7-2) 入所後に、家庭内性的虐待を受けたことが発覚し、子どもへの事実確認後、虐待者への告知や面会の制限などの保護者対応について（表 10）

- 入所後に、家庭内性的虐待を受けていたことが発覚し、子どもへの事実確認後、虐待者への告知や面会の制限などの保護者対応に関する回答のあった 201 施設のうち、最も多かったのは「児童相談所と、保護者の面会の制限について協議する」の 156 施設 (77.6%) で、次いで「児童相談所が保護者に虐待事実を告知する」の 119 施設 (59.2%)、「施設が保護者に虐待事実を告知する」の 11 施設 (5.5%) であった。

8-1) 家庭内性的虐待事例（保護者が加害者）の家族再統合の考え方（表 11）

- 家庭内性的虐待事例（保護者が加害者）の家族再統合の考え方に関する回答のあったうち、最も多かったのは「家庭内性的虐待の家族再統合は、原則として加害者との同居は考えない」の 104 施設 (40.9%) で、次いで「加害者が指導・治療を受けた場合は、加害者を含んだ家族再統合を考える」の 69 施設 (27.2%)、「わからない」の 19 施設 (7.5%) であった。

8-2) 家庭内性的虐待事例の家族支援を主に担っている人の職種（表 12）

- 家庭内性的虐待事例での家族支援を主に担っている人の職種に関する回答のあった 218 施設のうち、最も多かったのは「家庭支援専門相談員」の 191 施設 (87.6%) で、次いで「担当者（指導員、保育士など）」の 137 施設 (62.8%)、「児童相談所担当者」の 111 施設 (50.9%) であった。

8-3) 支援の内容（表 13）

- 家庭内性的虐待の家族支援の内容に関する回答のあった 207 施設のうち、最も多かったのは「虐待対応としての面会・外泊の調整」の 182 施設 (87.9%) で、次いで「子どもと家族との関係整理・修復」の 160 施設 (77.3%)、「性的虐待についての整理」の 108 施設 (52.2%) であった。

8-4) 性的虐待事例の場合の家族合同面接の状況（表 14）

- 家族合同面接に関する回答のあったうち、「行っている」が 52 施設 (20.5%)、「行っていない」が 134 施設 (52.8%) であった。

9) 性的虐待／性暴力被害を受けた子どもに対して、導入しているプログラム・療法（表 15）

- 性的虐待／性暴力被害を受けた子どもに対して、導入しているプログラム・療法に関する回答のあった 219 施設のうち、最も多かったのは「心理療法」の 178 施設 (81.3%) で、次いで「性

教育」の 104 施設 (47.5%)、「その他」の 14 施設 (6.4%) であった。

#### 9-1) 心理療法の内容（表 16）

- 心理療法で行っているものに関する回答のあった 183 施設のうち、最も多かったのは「一般的なカウンセリング」の 143 施設 (78.1%) で、次いで「一般的なプレイセラピー」の 142 施設 (77.6%)、「箱庭・コラージュなどの芸術療法」の 106 施設 (57.9%) であった。
- 性的問題への予防的対応として、全入所児に対して導入しているプログラム（表 17）
  - 性的問題への予防的対応として、全入所児に対して導入しているプログラムに関する回答のあった 232 施設のうち、最も多かったのは「性教育」の 140 施設 (60.3%) で、次いで「特になし」の 54 施設 (23.3%)、「CAP プログラム」の 46 施設 (19.8%) であった。
  - 性的問題行動を呈している子どもに対して導入しているプログラム・療法（表 18）
    - 性的問題行動を呈している子どもに対して、導入しているプログラム・療法に関する回答のあった 207 施設のうち、最も多かったのは「心理療法」の 116 施設 (56.0%) で、次いで「性教育」の 113 施設 (54.6%)、「特になし」の 29 施設 (14.0%) であった。
- 心理療法で行っているものに関する回答のあった 127 施設のうち、最も多かったのは「一般的なプレイセラピー」の 101 施設 (79.5%) で、次いで「一般的なカウンセリング」の 95 施設 (74.8%)、「箱庭・コラージュなどの芸術療法」の 55 施設 (43.3%) であった。

#### 10) 性的問題への予防的対応として、全入所児に対して導入しているプログラム（表 17）

- 虐待（性的虐待以外の虐待含む）を受けて入所した児童の保護者に対して、虐待が再び起こらないように導入しているプログラム（表 20）
  - 虐待を受けて入所した児童の保護者に対して、虐待が再び起こらないように導入しているプログラムに関する回答のあった 203 施設のうち、最も多かったのは「特になし」の 136 施設 (67.0%) で、次いで「家族合同面接」の 37 施設 (18.2%)、「CSP（コモンセンスペアレンティング）」の 12 施設 (5.9%) であった。
  - 性的虐待／性被害を受けた子どもを持つ保護者に対して、導入しているプログラム（表 21）
    - 性的虐待／性被害を受けた子どもを持つ保護者に対して、導入しているプログラムに関する回答のあった 197 施設のうち、最も多かったのは「特になし」の 160 施設 (81.2%) で、次いで「家族合同面接」の 24 施設 (12.2%)、「その他」の 10 施設 (5.1%) であった。

### （2）直接ケア担当者

- 1) 担当している子どもの年齢（表 22）
  - 担当している子どもの年齢に関する回

答のあったうち、最も多かったのは「中学生」の 237 名 (22.1%)、次いで「高校生以上」の 185 名 (17.3%)、「小学校高学年」の 178 名 (16.6%) であった。

## 2) 就寝する居室（表 23、24）

- 就寝する居室に関する回答のあったうち、最も多かったのは「男女別に棟や階そのものを分けている」の 451 名 (42.1%)、次いで「棟や階は同じであるが男女のブロックに分けている」の 235 名 (22.0%) であった。
- 担当している子どもの年齢とのクロスでは、「部屋も男女同室」との回答は、幼児で 70% と最も多く、小学校以降は小学校低学年で 3.0% との回答である。全体の傾向として年齢が高くなるほどブロックや棟も男女別との回答が多いが、年長でも「部屋は別だがブロック分けなし」や「ブロック分けしているが棟や階が同じ」との回答も一定見られている。

## 3) 施設内のトイレ（表 25）

- 施設内のトイレに関する回答のあったうち、最も多かったのは「完全に男女別になっている」の 675 名 (63.1%)、次いで「一部男女共有部分がある」の 252 名 (23.6%)、「男女別になっていない」の 106 名 (9.9%) であった。

## 4) お風呂（表 26）

- お風呂に関する回答のあったうち、最も多かったのは「男女で使用する風呂が別になっており、風呂の位置も離れている。男女別に入浴」の 370 名

(34.6%)、次いで「男女で使用する風呂は別になっているが、風呂の位置は近接している。男女別に入浴」の 242 名 (22.6%)、「使用する風呂は男女共有であり、時間帯で分けるなどして男女別に使用している」の (21.7%) であった。

## 5) 入浴介助の態勢（表 27、28）

- 入浴介助の態勢に関する回答のあったうち、最も多かったのは「必要時は同性の職員のみが裸で入浴する」の 359 名 (33.6%)、次いで「必要時は同性の職員のみが着衣で入浴する」の 187 名 (17.5%)、「職員が入ることはない。子どもだけで入る」の 160 名 (15.0%) であった。
- 入浴介助について子どもの年齢とのクロス（表 28）を行った。それぞれの年齢で最も回答が多かったのは、幼児では「必要時には異性の職員も裸で入浴する」が、小学校低学年および高学年、中学生では「必要時は同性の職員が裸で入浴」が、高校生では「必要時は同性職員が裸で入浴」と「子どもだけで入浴」が多い結果である。

## 6) 洗濯場（表 29）

- 洗濯場に関する回答のあったうち、最も多かったのは「男女で使用する洗濯場が別になっており、位置も離れている」の 513 名 (47.9%)、次いで「使用する洗濯場は男女共有であり、男女一緒に使用している」の 251 名 (23.5%)、「使用する洗濯場は男女共有であり、適宜男女別に使用する」の 160 名

(15.0%) であった。

7) 建物内で職員の目の届きにくい場所（死角）となる場所の把握（表 30）

- 建物内で職員の目の届きにくい場所（死角）となる場所の把握に関する回答のあったうち、最も多かったのは「施設内に予め認識している死角がある」の 846 名 (79.1%)、次いで「問題が起ったことで認識した死角がある」の 158 名 (14.8%)、「施設内に死角は存在しない」の 14 名 (1.3%) であった。
- 8) 平日で生活支援上問題が生じやすい時間帯（表 31）

- 平日で生活支援上問題が生じやすい時間帯に関する回答のあった 1048 名のうち、最も多かったのは「夕食後の自由時間」の 707 名 (67.5%)、次いで「午後の自由時間」の 512 名 (48.9%)、「就寝後の夜間」の 355 名 (33.9%) であった。

8-1) 性的問題が生じやすい時間帯（表 32、33）

- 性的問題が生じやすい時間帯に関する回答のあった 1013 名のうち、最も多かったのは「就寝後の夜間」の 585 名 (57.7%)、次いで「夕食後の自由時間」の 453 名 (44.7%)、「午後の自由時間」の 443 名 (43.7%) であった。
- そのうち、性的問題の生じやすい時間と子どもの年齢をクロスしたもの（表 33）に示す。それを子どもの年齢とのクロスで見ると、小学生以上では、「就寝後の夜間」が最も多く、ついで

「夕食後の自由時間」「午後の自由時間」となっている。幼児では、「午後の自由時間」「就寝後の夜間」「夕食後の自由時間」がほぼ同じ頻度との結果であった。

9) 問題が起ったときの緊急分離（表 34）

- 問題が起った時の緊急分離に関する回答のあったうち、最も多かったのは「静養室等、日常でも使用しているが緊急時には対応できる個室がある」の 587 名 (54.9%)、次いで「対応できる個室がなく、宿直室や居室調整等でやりくりして対応している」の 174 名 (16.3%)、「日常で使っていない、専用に使用できる個室が複数ある」の 148 名 (13.8%) であった。

10) 子どもの居室（表 35、36）

- 子どもの居室に関する回答のあったうち、最も多かったのは「3~4 人部屋」の 396 名 (37.0%)、次いで「2 人部屋」の 302 名 (28.2%)、「5~7 人部屋」の 132 名 (12.3%) であった。
- 子どもの居室を年齢とのクロス（表 36）で見ると、幼児では 5~7 人か 8 人以上が多く、小学低学年小学高学年では 3~4 人部屋、中学校では 2 人部屋か 3~4 人部屋、高校生以上では 2 人部屋か個室か 3~4 人部屋である。

11) 複数人居室での就寝時の寝具

（表 37、38）

- 複数人居室（回答者数：910 名）での就寝時の寝具に関する回答のあったうち、最も多かったのは「一人ずつ独立した

ベッドや布団であるが、ベッド・布団の間は多少の距離のみで近接(2段ベッドを含む)」の 538 名 (59.1%)、次いで「一人ずつ独立したベッドや布団であるが、ベッドや布団の間は距離なくくつっている」の 221 名 (24.3%)、「一人ずつ独立したベッドや布団があり、ベッド・布団の間は相当の距離や遮断物で明確に分離されている」の 93 名 (10.2%) であった。

- 居室や就寝時の空間は、個人のバウンダリー形成やプライバシーの感覚を育む上でも意味のあることである。また性的問題行動のおこる時間帯は夜間就寝後に多いという調査結果との関連も踏まえたときに「一人ずつ独立したベッドや布団の状態ではない」や「一人ずつ独立したベッドや布団であるがベッドや布団の間は距離なくくついている」のが高年齢児にも一定見られるという状況は、改善の方向性で考える必要がある。

#### 1.2) 子どもの持ち物の管理 (表 39)

- 子どもの持ち物の管理に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「他児と物理的に区別されたスペース (その子だけの引き出しやタンス等) で持ち物を管理」の 790 名 (73.8%)、次いで「持ち物は他児との共有スペースで管理 (名前シール等でスペースの区別をしているが、他児の目に常に触れる)」の 172 名 (16.1%)、「他児が触れない (施錠、職員管理等) 区別されたスペースで個人の持ち物を管理」の 88 名 (8.2%) であった。

#### 1.3) 子どもの担当職員 (表 40、41)

- 子どもの担当職員に関する回答のあったうち、最も多かったのは「特に同性職員にするという方針はない」の 636 名 (59.4%)、次いで「同性職員を担当している」の 273 名 (25.5%)、「主担・副担のどちらかには同性職員がつく」の 143 名 (13.4%) であった。
- 子どもの年齢とクロスした表 41からは、中学生以上になると、「同性職員を担当にする」場合が多く、「特に同性職員にするという方針はない」のは、年齢が低い場合であることがわかる。また、この質問は、性的被虐待児あるいは性暴力被害児を対象とした場合という質問ではなかったため、この回答から性被害児の場合の担当に関する考え方を把握はできないと考えられる。

#### 1.4-1) 日常的な引き継ぎの実施 (表 42)

- 日常的な引き継ぎの実施に関する回答のあったうち、最も多いかったのは「引き継ぎの時間を決めて、職員が参加して実施している」の 812 名 (75.9%)、次いで「引き継ぎの時間は特に定めていないが、必要に応じて実施している」の 119 名 (11.1%)、「引き継ぎは記録や日誌によるもので行っている」の 101 名 (9.4%) であった。

#### 1.4-2-①) 引き継ぎ時の参加者 (表 43)

- 引き継ぎ時の参加者に関する回答のあった 931 名のうち、最も多いかったのは「児童指導員」の 806 名 (86.6%)、次いで「管理職職員」の 590 名 (63.4%)、「施設長」の 549 名 (59.0%) であつ

た。心理担当者の参加は、47.5%という結果である。

#### 14-2-②) 毎回の引き継ぎに要する平均時間（表44）

- 每回の引き継ぎに要する平均時間に関する回答のあったうち、最も多かったのは「30分」の234名(25.1%)、次いで「15分」の166名(17.8%)、「20分」の134名(14.4%)であった。なお、回答のあった平均時間の平均は「25.5分」であった。

#### 15) 児童の受け入れ前に行っていること（表45）

- 児童の受け入れ前に行っていることに関する回答のあった1060名のうち、最も多かったのは「施設での生活面の準備」の1005名(94.8%)、次いで「学校に関する手続き」の803名(75.8%)と多く、「入所予定の児童との面会」は61.6%、「児童相談所とのケース協議」は59.5%、「在園児童に対する説明」は50.6%という実施状況である。

#### 16) 受け入れに関して新入所児童に行っている説明内容（表46）

- 受け入れに関して新入所児童に行っている説明内容に関する回答のあった1052名のうち、最も多かったのは「施設生活のルール」の1002名(95.2%)、次いで「施設設備の概要（居室等）」の996名(94.7%)、「日課（衣食住に関することなど）／行事」の990名(94.1%)であった。  
しかし、面会や通信の方法に関するこ

とは約7割、「相談の窓口」は57.6%と、決して多い状況とはいえない。また、「入所理由・目的に関する整理」は41.9%という結果である。

#### 17) 子どもの入所前の処遇検討会議（表47）

- 子どもの入所前の処遇検討会議に関する回答のあったうち、最も多かったのは「必要なケースのみ実施している」の531名(49.6%)、次いで「必ず実施している」の309名(28.9%)、「実施していない」の190名(17.8%)であった。

#### 18) 入所後の処遇検討会議（表48）

- 入所後の処遇検討会議に関する回答のあったうち、最も多かったのは「不定期に実施している」の616名(57.6%)、次いで「必ず実施している」の353名(33.0%)、「実施していない」の65名(6.1%)であった。

#### 19-①) 心理担当職員との連携協議（表49）

- 心理担当職員との連携協議に関する回答のあったうち、最も多かったのは「必要に応じて実施」の707名(66.1%)、次いで「定期的に実施」の245名(22.9%)、「実施していない」の79名(7.4%)であった。

#### 19-②) 基幹的職員からの助言（表50）

- 基幹的職員からの助言に関する回答のあったうち、最も多かったのは「必要に応じて実施」の758名(70.8%)、次

いで「実施していない」の 132 名 (12.3%)、「定期的に実施」の 94 名 (8.8%) であった。

#### 19-③) 外部専門家からのスーパーバイズ (表 51)

- 外部専門家からのスーパーバイズに関する回答のあったうち、最も多かったのは「必要に応じて実施」の 569 名 (53.2%)、次いで「実施していない」の 288 名 (26.9%)、「定期的に実施」の 148 名 (13.8%) であった。

#### 19-④) 児童相談所との連携 (表 52)

- 児童相談所との連携に関する回答のあったうち、最も多かったのは「必要に応じて実施」の 508 名 (47.5%)、次いで「実施していない」の 352 名 (32.9%)、「定期的に実施」の 148 名 (13.8%) と、連携が必ずしもスムーズではない状況がある。しかしこのことは、児童相談所側の課題も含まれていると考えられる。

#### 20) 新しく入所した子どものアセスメント：子どもの状態の調査・情報の収集など (表 53)

- 新しく入所した子どものアセスメント（子どもの状態の調査・情報の収集など）に関する回答のあったうち、「行っている」が 777 名 (72.6%)、「行っていない」が 237 名 (22.1%) であった。

#### 21-①) アセスメントに要する期間について (表 54)

- アセスメントに要する期間に関する回答

のあった 777 名のうち、最も多かったのは「3~4 週間」の 314 名 (40.4%)、次いで「1~2 週間」の 247 名 (31.8%)、「2~3 ヶ月」の 123 名 (15.8%) であった。

#### 21-②) 子どもに対するアセスメントの内容について (表 55)

- 子どもに対するアセスメントの内容に関する回答のあった 777 名のうち、最も多かったのは「児童の性格／行動上の特徴」の 718 名 (92.4%)、次いで「家庭環境（家族関係を含む）」の 676 名 (87.0%)、「基本的生活習慣」の 668 名 (86.0%) であった。

#### 22) 自立支援計画を立てるに当たって、協議に参加する職種について (表 56、57)

- 自立支援計画を立てるに当たって、協議に参加する職種に関する回答のあった 62 名のうち、最も多かったのは「担当職員」の 61 名 (98.4%)、次いで「心理担当職員」の 25 名 (40.3%)、「家庭支援専門相談員」、「管理職員」の 22 名 (35.5%) であった。
- 自立支援計画を特に中心になって立てる職種に関する回答のあったうち、「無回答」が 40 名 (64.5%)、「担当職員」が 21 名 (33.9%)、「基幹的職員」が 1 名 (1.6%) であった。

#### 23) 自立支援計画の職員間での共有 (表 58)

- 自立支援計画の職員間での共有に関する回答のあったうち、「共有している」が 58 名 (5.4%)、「共有していない」